

浪江町農業委員会総会議事録 (令和5年7月定例会)

1 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後1時30分から午後3時13分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(9人) 欠席委員(2人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(欠)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(欠)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(12人)

浪江地区担当	緒形 亘	苅野地区担当	横山 良男
幾世橋地区担当	上田 順一	津島地区担当	石川 昭悦
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	木幡 一郎
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	桑原 泉		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		
苅野地区担当	高田 秀光		
苅野地区担当	上野 和人		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	5件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	3件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)	3件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	3件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	2件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ
主事	西谷地 勝成
復興庁派遣	興梠 盛一

議長 それでは、只今より7月定例会を開会いたします。

 ただいまの出席委員数は9名でございます。また、推進委員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり2番鈴木委員および11番神長倉委員をお願いいたします。

 それでは、議案の審議に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

 (議案書にて説明)

 説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

緒形推進委員 権現堂地区担当の緒形です。よろしく申し上げます。7月19日譲渡人の・・・様に電話確認。同じく7月19日に譲受人の・・・さんにも電話確認をいたしました。譲渡人の・・・様のほうは、譲受人の・・・さんの叔母にあたる方です。・・・様は高齢になり農地の管理も出来ず、甥の・・・さんへ農地を譲りたいそうです。・・・さんが申請した理由としては、将来家族で浪江町のほうに帰還する予定があり、農業に興味もあり、・・・様から農地を譲り受けてやるそうです。管理に関しまして、小規模の農地で、将来家庭菜園程度の農業をやるそうなので、豆トラで管理していとのことです。自分で管理できない場合は、父と母も浪江にいるので一緒に管理していくとのことです。近隣とのトラブルについては、農地をしっかりと管理して地域の集まりがある際には顔を出して関係性を築いていくそうです。以上となります。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

 (質疑無し)

 質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

 (起立多数)

 起立多数であります。よって、議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

 つづきまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員

酒田・西台地区担当の田中です。7月19日に譲受人の〇〇さんと〇〇さんに確認をいたしました。譲受人の申請理由なんですけれども、今回申請された土地ですが、こちらは昭和52年に売買契約されていて、その後所有権の移転がされていないとのこと。今回土地の確認を行ったところ、双方とも売買契約がされているということが分かったんで、今回の申請にいたったということです。売買契約がされていた時の書類も持っていたために、今回なんの問題もなく申請にいたったということです。譲渡人の〇〇さんにも同じく確認をしたところ、やはり、昭和52年に売買契約がされているということで今回の申請にいたったということです。なんで今回の申請になったかというと、昭和52年当時、当該土地は抵当権が設定されていて、所有権が移転されなかったとのこと。その後に抵当権が解除された時は、祖父の時代だったので、その内容が分からずここまでできてしまったということです。営農状況ですけれども、震災前には妻と一緒に農業はやっておりましたが、震災後農業はやっていないとのこと。本人に今後やるつもりはあるのかを確認したところ、仕事のほうが落ち着いたら自分が農業をやっていきたいとの話でした。以上よろしく審議のほどお願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転3番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員 室原担当の高田です。7月16日午前12時50分電話で・・・さんと・・・さんに確認をいたしました。今回の申し込みの件ですが、・・・さんの父が、自身が亡くなったならば、・・・さんに、自分の土地を渡したいということで、今回の申請になったということです。現在の農地の管理ですが、今は・・・さんが農地に小屋を建てて機械を置いて農地の管理を行っております。・・・さんは現在原町のほうに居住しております。農地のほうは、地目が田んぼになっておりますが、水路がなく現在はトラクターで草刈りを行っております。今後の営農の予定ですが、予定はなく農地の管理等を行っていくということです。調和要件ですが、・・・さんとは初めて話をしただけで、電話だけであまり性格はわかりませんが、復興組合の参加を話したならば、前向きに検討するという回答を得ております。・・・さんのほうから申請にいたった理由を聞きました。・・・さんの父の遺言に沿って、・・・さんのほうに無償で譲渡するという話をしましたということです。よろしくご審議ください。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

異議無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転4番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上田推進委員 幾世橋地区推進委員の上田です。7月17日、・・・さん・・・さん双方に電話で確認をいたしました。今回の移転については、幾世橋地区の・・・さんが設置した福祉施設だと思うんですが、・・・さんの前の所有者が・・・さんに追加で土地を買っていただくように、強く要望したため、・・・さんではその当時は既に計画とか申請変更することが難しく、農地として取得することが難しかったため、・・・さ

んに農地の取得を依頼したとのことで、今回、譲渡人が・・・さんとなっております。今回、・・・さんにはですね、土地を整理したいということで、・・・さんが依頼を受けて、土地を取得するというので、幾世橋の自宅に戻り営農再開をしている・・・さんに購入の依頼をしたとのことです。・・・さんは、地元の復興組合・保全組合の役員で、地域の活動に参加するとともに、玉ねぎをはじめ野菜を栽培し販売をしております。取得した土地は、ともに管理しながら作付けする作物を検討していきたいということです。以上問題ないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号4番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転5番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則18条の規定により、・・・委員の退席を求めます。暫時休議いたします。

(・・・委員退席)

再開いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転5番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

遠藤推進委員 大堀地区担当の遠藤です。7月17日夕方6時10分過ぎに、譲渡人の・・・さんに電話しました。そうしましたら、79歳ですけれども80歳近くになり元気なうちに息子に譲渡したいというふうなことでございました。譲受人の息子さんですが、一緒に幾世橋に居住しておりまして、同じ日の夕方6時15分過ぎ

に・・・さんに電話を入れました。そうしましたら、一番としましては、どうして申請したのか聞きましたところ、父親から言われ受ける事にしましたということです。次に、管理の状況はどうですかと聞きましたところ、今のところは未定で、帰還困難区域ではありますが、家の周辺の田畑を少し草刈り等しているという話でございました。次に機械類なんですが、草刈り機はあり、助けを頂きながら地元でやっていきたいということでございます。これからの営農状況についてはどうですかと聞きましたところ、解除になりましたら状況を見ながら進めて行きたいとっておりました。最後に地域との調和要件はどうですかと聞きましたところ、小さい時から生まれが地元ですから、地域の方と一緒にずっと活動してきましたのでこれからも仲良く活動していきたいということでございました。以上でございます。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号5番に原案のとおり承認を与えます。

ここで・・・番・・・委員の入室を認めます。
暫時休議いたします。

(・・・委員入室)

再開いたします。

つづきまして営農型太陽光発電による営農と設備設置の議案のため、議案第2号1番および議案第3号1番並びに議案第4号1番について関連がありますので、一括審議としてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとの声がありました。それでは議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定1番および議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定1番並びに議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定1番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本案件は営農型太陽光発電設備により、農地でサカキを栽培するための農地の使用貸借権設定、及びその上空で太陽光発電を行うための区分地上権設定、並びに太陽光パネルを設置する支柱部分の一時転用申請となっております。

申請地の位置については、議案書ページ4-10をご覧ください。申請地は中央の赤で示された田となります。農地種別としては周辺を川や山林、宅地で分断されており、小集団の生産性の低い農地に該当しますので、第2種農地に該当となります。第2種農地は申請地に代えて、周辺の他の土地を供することでは申請目的を達成できない場合は認められることとなっております、4-25の候補地一覧表のとおり、他の土地との代替可能性が検討されておりますので、立地基準は問題ありません。

申請者である株式会社・・・が千葉県認定農業者ですので、転用の期間は10年間となっております。なお、いただいた認定書の写しが4-35ページにあります。

当委員会のガイドラインに基づき提出いただいた書類については、4-41ページから当該地の収支が分かる書類、4-42ページに確約書、4-43ページに調整状況報告書、4-48ページから設備の維持管理に関する契約書となっております。

また、土地利用計画図や営農計画書及び営農への影響の見込み書からも、周辺農地や下部での営農に特段の影響がないものと考えられます。

本案件は議案2-1、3-1については当委員会が許可権者となりますが、議案4-1については権限移譲されていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、承認いただいたのち、当委員会の意見を付して、福島県へ進達いたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上田推進委員

幾世橋地区推進委員の上田です。この3件の内容を踏まえて7月14日、中野委員、小澤委員、会長及び事務局職員と共に現地の調査をいたしました。その内容を踏まえ、7月18日、担当の・・・福島支店の・・・に電話をしました。なお、この福島支店というのは、・・・と同じ事務所内と思われました。今事務局のほうでも話があったんですが、7月14日の立ち合いには、代理人の・・・行政書士と、直接の担当ではなかったんですが、・・・の・・・さんが同席しておりましたが、今事務局でも話をしたように、水田にヒサカキを栽培をするということで、排水とかしてないことについて質疑があったんですが、明確な応答がなかったので、現場では7月20日の定例会までに担当者のほうから報告すると確認をしておりました。この件について、担当の・・・さんに電話をしています。こういう

ことが営農に問題があったのではと強く話をしたところですが、〇〇さんについてはですね7月16日に電話で確認をしました。現在は福島市で生活をしており営農再開はもう出来ない。高齢で出来ないということで、土地を有効利用するため今回の申請にいたったということです。因みに、排水の件も話をしましたら、南側の道路ですね、あそこを横断する排水路があるということでお話をしております。あとは地上権のほうですか。〇〇の件については担当の〇〇さんに電話連絡をしました。申請書のとおり事業を実施したいということです。私のほうは以上のとおりです。審議の程よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 6番小澤です。具体的な中身については、今、推進委員の上田さんのほうから詳細にわたって説明がありましたので、その内容で間違いがないのかなということで、問題点のみ説明させていただきたいと思います。その排水等に伴います植栽の計画性に疑義があると現地でのお話で、それに伴う計画書を提出という話をさせてもらったところ、昨日の段階まで提出がなかった。現地の計画書に基づいた現地の確認ができていないというふうな状況であります。従いまして、今回の審議に間に合わないというふうなことから、確認をするために、来月の審査までに確認をしたうえでの判断としたいと思います。今回の案件については以上であります。

議長 事務局、地元推進委員・現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

山本委員 今回の説明に質疑あり。

議長 はい。

山本委員 2-11 ページを見て頂きたいんですけども。ここに農地所有者適格法人としての事業等の状況で、1-2 の売上高のところを見て頂きたいんですが、今の場所に関しての売上は無いというのはもちろん作付けしたばかりだから、作付けする予定だからないんですが、これ、会社全体で多分やっているかと思うので、因みに、2025年で3780万円なんです。これ別に何の問題もないんですけど、これ千葉県なんていうとこだっけ、〇〇市。これ事業を法人で行っているから、農業法人の収入はここに記載すると思うんですけども。法人やっているから絶対農業収入あるはずなんですよね。これ全然記載がなくて、あくまでも柵に関していってるから、3780万円をこの内容でできるわけないんですけど、この辺の書き方というか、かなり雑というか、農業委員会を馬鹿にしているというか、

その辺どういう説明なのか、事務局ちょっといいですか。

議長 はい。事務局。

事務局 説明いたします。この書類の記載の仕方に関しましては、山本委員の理解されているとおりで問題なくてですね、農地所有適格法人としての、全体の収入を記載いただくものとなっています。・・・市でも活動していらっしゃるのに0なのはどういうことなんだと確認したところ、・・・市でもヒサカキの栽培を開始したのが令和2年度なので、まだ収穫の実績がないというようなお話です。農業法人としてヒサカキ栽培しか行っていないので、農業以外の収入も・・・としては無いというような回答でありました。

山本委員 再度の質問で申し訳ないんですけども、収穫なくて、適格法人に、農業者と認めていること事態この市でおかしいんだけどということを、この会社に指摘したいんだけど。浪江町は・・・市が認めているからとって、普通は何かがあるんじゃないと認定農業者になれないんだけど。そういうところは申し訳ないんだけども、前にも言ってるんですけども。浪江町さんも信用することは大事だとは思いますが、こういう感じで毎回同じ方が実績0で出してきた審議してくださいというのはちょっと不自然に思うんですけども。農業委員の皆様にもちょっと検討して頂きたいと思うんですけど。先程の小澤さんの話も含めてお願いします。

議長 再開いたします。事務局説明お願いいたします。

事務局 はい。現状の認定農業者の制度ですけども、こちらは5年間の計画を立てて、そちらが妥当なものであれば認定されるものですので、実績がない場合であっても今後5年間の計画が妥当なものであると、当該市町村がですね、農業委員会ですとか、県の職員の方に確認いただいて認定されているものです。営農型発電の制度的には、どこかの認定農業者になっていけば10年間で申請できるという現在の制度になっております。以上となります。

議長 はい。そのほかにご質問ありますか。はい。12番

若月委員 要望なのですが。始まって間もないから収益がないと。でも現実に栽培は行われてると思うんですね。だから、少なくとも、今やっている状況の写真とかを添付して、これくらい私どもは現地でやっていますよとかいうような部分が見えれば、もっと信頼感を得て我々も判断ができるような気がするんですけどもね。5年間の計画を立てただけで実際どのようにやっているのかも分

からない訳ですし。希望も含めて現状がわかるように示していただければ幸いです。

議長 要望として事務局からこの件について何かありますか。

事務局 はい。検討させていただきます。

議長 そのほかにご質問ありますか。 休議いたします。

それでは再開してよろしいですか。

再開いたします。ただいま議題に出しました案件につきましては、すべてその案件、継続審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ただいま提案しました案件につきましては、継続審議といたします。

つづきまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定 2 番および議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定 2 番並びに議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定 2 番について一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、異議なしと認めましたので、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

本案件も営農型太陽光発電設備設置の申請でありまして、議案 2-2 が農地の下部で櫛を栽培するための使用貸借権設定、議案 3-2 が区分地上権設定、4-2 が支柱部分の一時転用の申請となっています。

申請地については、議案書ページ 4-59 をご覧ください。申請地は中央の赤でしめされた畑となります。農地種別としては農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則転用が認められませんが、営農型太陽光発電は支柱部分についての一時転用となり、4-74 ページから 4-77 ページの農地転用候補地一覧表のとおり、他の土地との代替可能性が検討されていますので、立地基準は問題ないものと考えます。申請者である株式会社・・が千葉県認定農業者ですので、転用の期間は 10 年間となっております。なお、いただいた認定書の写しが 4-84 ページにあります。

当委員会のガイドラインに基づき提出いただいた書類については、4-89 ペー

ジから当該地の収支が分かる書類、4-90 ページに確約書、4-91 ページに調整状況報告書、4-99 ページから設備の維持管理に関する契約書となっております。また、土地利用計画図や営農計画書及び営農への影響の見込み書からも、周辺農地や下部での営農に特段の影響がないものと考えられます。

本案件は議案 2-2、3-2 については当委員会が許可権者となりますが、議案 4-2 については権限移譲されていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、承認いただいたのち、当委員会の意見を付して、福島県へ進達いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上野推進委員 立野地区担当の上野と申します。現地確認を中野委員、小澤委員、会長、事務局の方と現地確認をしてきました。本人も現場に来ていたもんですから、その辺のあたりは大丈夫なのかと。ソーラーの下のヒサカキですか。ちゃんと作れるのかということ、しっかりと行ってきたと私は思っていますので、そのへんよろしく審議の程お願いたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 はい。6 番小澤です。ただいま上野推進委員から説明があった内容で現地を確認してきました。会長のほうからいろいろと要望が、農道とか水路の管理等の参加とか要望をしまして、そういったものには積極的に参加するというふうな話題に及び、・・・の方でしょうか、お話がありました。そういった意味で現地の部分では問題はないのかと。ただこれは現地の直接的には関係は無いんですが、周りに実のなる木が何本かありまして、サルとかそういった対策で切ってほしいと要望をしまして、それは切るという約束をして頂きましたので、併せてご報告をさせて頂きたいと思います。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決はそれぞれ起立により行います。始めに、議案第 2 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 2 号 2 番に原案のとおり承認を与えま

す。

つづきまして、議案第3号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第3号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第4号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、営農型発電による営農と、設備設置による事案のため、議案第2号3番及び議案第3号3番並びに議案第4号3番について関連がありますので一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。それでは 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定3番及び議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定3番並びに議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する審議の件、使用貸借権設定3番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本案件も営農型太陽光発電設備設置の申請でありまして、議案2-3が農地の下部で柵を栽培するための使用貸借権設定、議案3-3が区分地上権設定、4-3が支柱部分の一時転用の申請となっています。

申請地については、議案書ページ4-111をご覧ください。申請地は中央の赤でしめされた畑となります。農地の種別としましては、第1種農地となります。第1種農地は原則転用が認められませんが、営農型太陽光発電は支柱部分についての一時転用となり、4-126ページから4-129ページの農地転用候補地一覧表のとおり、他の土地との代替可能性が検討されていますので、立地基準は問題ないものと考えます。申請者である株式会社・・・が千葉県認定農業者ですので、転用の期間は10年間となっております。なお、いただいた認定書の写しが4-135ページにあります。

当委員会のガイドラインに基づき提出いただいた書類については、4-141ページから当該地の収支が分かる書類、4-142ページに確約書、4-143ページに調整状況報告書、4-151ページから設備の維持管理に関する契約書となっております。

また、土地利用計画図や営農計画書及び営農への影響の見込み書からも、周辺農地や下部での営農に特段の影響がないものと考えられます。

本案件は議案 2-3、3-3 については当委員会が許可権者となりますが、議案 4-3 については権限移譲されていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、承認いただいたのち、当委員会の意見を付して、福島県へ進達いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上野推進委員 烏帽子形のほうには、申請者に電話確認はしたんですが、現地確認はしなかったんですけども、中野委員さん、小澤委員さん皆さん居たと思いましたが、もし分かれば結果のほう。横山さんをお願いします。

議長 それでは横山推進委員をお願いします。

横山推進委員 立野地区担当の横山です。私は、烏帽子形のほうは皆さんと一緒に立ち合いました。特段問題はないと思います。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 6 番、小澤です。当日、会長、中野さんと事務局、横山推進委員で現地を確認しました。場所は山麓線の西側で傾斜地の土地であります。現地としては特に問題になるようなことはなかったのかなど、ただ申請地内に不要物が一部ありましたけれども、大きな問題になるのはなかったかなと思います。事務局のほうで説明をお願いしたいのがフェンスを誰が管理しているのかを確認をするというお話がありましたので説明をお願いします。私のほうからは特に問題はないかというふうに理解しております。以上です。

議長 説明を事務局からお願いします。

事務局 ・・さんの農地に添付されていた獣害のフェンスにつづきまして、管理耕作組合のほうでは管理されていないということでしたので、町の担当係のほうに確認を取りました。・・さんから個別に申し込みがあり、町のフェンスを貸与しているということを確認しております。よろしくお願いいたします。

議長 ちょっと休議いたします。
それでは再開いたします。

議長 休議を終了いたしまして再開いたします。これより質疑に入ります。質疑ご

ございませんか。

(質疑なし)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。始めに、議案第2号3番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第3号3番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第3号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号3番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第4号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本案件は、昨年4月に許可されております、株式会社・・の小野田取水場改良工事に伴う、通路とするための申請について、工事期間の延長による事業計画変更申請となっております。

計画変更による資金計画については、議案書ページ5-4に掲載しており、不足分は自己資金で補うとのことですので。

また、今回の期間延長を行っても、3年以内の一時転用となりますので、立地基準については問題ありません。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、大堀地区担当の小野田推進委員が本日都合により出席が出来ないということで、申請者へ聞き取りした内容を事前に連絡いただいておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

小野田推進委員からお預かりしている内容を説明いたします。今回ですね、発注元というか、工事の小野田取水場の改良工事の期間が延長になったために、工事車両の通行確保のため、こちらの箇所についても期間延長を求めるとい

内容となっております、特段問題はないと考えますということでした。以上となります。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 9番中野です。申請のとおりで、地元推進委員の言ったとおりでして、県道からの出入りに大型車が入れないということで、前回申請があったところの継続ということになりました。特に問題はありません。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員の内容、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑無しと認めます

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第5号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

本案件も、昨年12月に許可されております、株式会社・・の小野田取水場改良工事に伴う、濁水処理に係る沈殿槽整備のための申請について、工事期間の延長による事業計画変更申請となっております。

計画変更による資金計画については、議案書ページ5-12に掲載しており、不足分は自己資金で補うとのことです。

また、今回の期間延長を行っても、3年以内の一時転用となりますので、立地基準については問題ありません。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、大堀地区担当の小野田推進委員が本日都合により出席が出来ないということで、申請者への聞き取りした内容を事前に連絡いただいておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。小野田推進委員からお預かりした内容を報告いたします。事業者からの聞き取りによりますと、施工業者の都合です、作業の開始時期が遅れ工程が想定していた日数よりもかかり、今回の期間延長となるということの報告を頂いているということです。工事の内容等については変更無いので特段支障はないと思われましてということでした。以上となります。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 9番中野です。地元推進委員から説明があったとおりです。何ら問題はありませんが一つ指摘しました。敷鉄板はしてありますが、残地の部分について、借りている以上、使っている以上草刈りはちゃんと手入れしてくださいと要望しました。以上問題はありません。きれいに、実際、今日の資料にあるように草は刈ってあるようですので何ら問題はありません。

議長 地元推進委員、現地調査委員、事務局の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 はい。3番。

山本委員 3年以内の一時転用なのはわかるんですが、この案件だと、初めの変更と工期延長とで同じ場所で2回出ている。さっきは1回だからなんの問題もないんですが、3年ぐらいなら何回でも出せるのかという解釈になるんだけど。前出したときは、1回でも指摘された時があったんだけど。普通、工期って何回も延びるものでもないから、3年だからって工期が変わったから延びたのはわかるんだが、2回も3回もというのはどうかなと。同じ場所で2回延長と工程変更している2回。一番初めは工種変更。12月に出ているところは沈砂池で1回出ている、沈砂池から変更、その時、間に合わなくて内容変更で今回は工期延長で出てるのね。これ、いくら町の発注だってもっと計画的なことあると思うんだけど。3年だからいいわけではないからねということを事務局にいいたい。計画があつての転用でしょということをお願いしたいんだけど。5回も6回も出てきたんではとなるので。そのへん解釈俺が悪いんだか。そういう解釈ではなんのための変更だかわかんなくなるので、厳しく言いたいと思います。

議長 はい。事務局。

事務局 何度も事業計画変更をすることは適当ではないと思います。ただ、1回しか出来ないという決まりがあるわけではないので、出てきた以上受け付けるしかないのかなと思います。3月の工事の手法の変更の際にも工事期間の延長はしないんですよということを確認しました。確認したんですけれども、今回工事期間の延長が出

てきたので、ちょっとこれはという指導はしたんですけども、ただ、やむを得ないという内容で、また今回の延長については余裕をもって申請をしているということですのでよろしくをお願いします。

山本委員

現地調査に行つて期間を長くとつた方がよいのではと言つたのに、絶対大丈夫だと言つておいて、こういう話はないでしょつて思つたから言つたのね。現地では、その所長は絶対ないつて言つたんだよ。ということをかなり指摘しております。

議長

はい。そのほかに農業委員さん。よろしいですか。

事務局の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑なしと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よつて、議案第5号2番に原案のとおり承認を与えます。

以上で本日上程されたすべての議事が終了しましたので、本日の定例会を終了します。

令和5年7月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後3時13分